

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

日置市地域包括支援センター

1 日置市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）

事業所名	日置市地域包括支援センター
代表者名	日置市長 永山由高
所在地	日置市伊集院町郡一丁目 100 番地
連絡先	099-248-9423 （サービス提供日及び提供時間外） 099-273-2111
事業所番号	4601500012
サービス提供地域	日置市

2 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	月～金（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
サービス提供時間	8：30～17：15

ただし、24 時間連絡がとれる体制になっています。

3 職員体制

当事業所では、ご契約者（以下利用者という。）に対して指定介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1 名
- (2) 保健師 1 名以上
- (3) 介護予防支援の知識を有する職員 1 名以上

4 サービスの内容

- (1) 介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント

- ① 介護予防サービス計画書の作成及び介護予防ケアマネジメントを提供するにあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の

立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業所に不当に偏することがないように、公正中立を遵守します。

- ② 計画の作成にあたっては、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を行うとともに、希望があった際には、計画書原案に位置づけた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を行うこととします。

- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (4) 介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントの継続的な管理及び評価
- (5) その他サービスに関し必要と認められる便宜の提供

5 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払ください。

記

(1) サービス利用料金

介護予防支援費及び介護予防マネジメント費	4,420円/1月あたり
初回加算 新規に介護予防サービス計画を作成しケアマネジメントを行った場合に介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント費に加算	3,000円/1回
委託連携加算 指定居宅介護支援事業所に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託し、必要な情報を提供し介護予防サービス計画書の作	3,000円/1回

成に協力した場合で、委託を開始した日の属する月に限り、1回を限度として介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント費に加算	
高齢者虐待防止措置未実施減算 当事業所が虐待の防止のための措置を講じていない場合に介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント費より減額	40円/1月あたり
業務継続計画未作成減算 当事業所が業務継続計画を策定していない場合、又は計画に従い必要な措置を講じていない場合に介護予防支援費、又は介護予防ケアマネジメント費より減額 （令和7年4月以降）	40円/1月あたり

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の区域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ① 事業所から片道 30 km 未満 300 円
- ② 事業所から片道 30 km 以上 500 円

(3) 利用料金の支払い

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。

6 業務の委託

当事業所では、サービス提供内容の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

委託した居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、守秘義務があります。

7 サービス内容等に関する相談・苦情について

相談・苦情の連絡先

日置市地域包括支援センター	日置市伊集院町郡一丁目 100 番地 電 話 0 9 9 - 2 4 8 - 9 4 2 3
鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 2 6 7 4
国民健康保険団体連合会	鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 電 話 0 9 9 - 2 1 3 - 5 1 2 2

8 事故発生時の対応

当事業所が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有	無
---	---

※ この重要事項説明書は、規定に基づき、利用申込者又は家族への重要事項説明のために作成したものです。